

資料6-2

<一般委託>

横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託 仕様書

横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別添「業務内容」のとおり
2	履行期間	契約の日から平成29年2月10日まで
3	施行場所	市立追浜中学校ほか22校
4	業務内容	別添「業務内容」のとおり
5	特記事項	別添「業務内容」のとおり
6	関係法規	学校教育法、学校給食法、建築基準法ほか
7	資格要件	平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に、普通地方公共団体(村及び町を除く)又は特別地方公共団体(特別区に限る)が発注した、学校給食施設整備の計画及び方針策定等に関連した業務(アドバイザー業務を含む。アンケート調査及び会議録作成は含まない。)について、元請として完了した業務実績を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	学校保健課 津田 電話046-822-8488

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

業務内容

1 目的

現在、本市の中学校では、ミルク給食を実施するとともに、昼食については、家庭からの弁当持参を原則とし、家庭の事情により弁当を持参できない場合は、当日、学校でスクールランチ（パン注文・弁当注文）の注文を可能としている。

中学校の完全給食実施について、保護者を中心とした市民や市議会からのご意見、ご要望を受け、本市教育委員会において平成25年度から27年度までにかけて実施したスクールランチ充実の取り組みや平成27年度に実施した「中学校の昼食(給食等)に関するアンケート」等を経て、中学校の昼食のあり方についての検討を行った結果、次のとおり望ましい昼食のあり方について考え方をまとめるに至った。

(1) 望ましい中学校の昼食のあり方

- ア 生徒が適切な栄養を摂取できる
- イ 昼食を「生きた教材」として活用し、学校における食育を推進できる
- ウ 生徒が楽しく食事することができる

(2) 基本方針

望ましい昼食のあり方を実現するため、全員喫食による完全給食を実施する

(3) 行動計画

- ア 安全・安心な給食を提供する
- イ 温かく、おいしい給食を提供する
- ウ 生徒の昼食時間を確保する
- エ 栄養教諭や学校栄養職員を効果的に配置する
- オ 小・中学校間で一貫した食に関する指導を行う
- カ 生徒の食への関心を高める取り組みを充実させる
- キ 教職員の負担軽減策を講じる

については、今後、中学校における完全給食の実施について具体的な検討を進めていくにあたり、実施方式を決定するための基礎資料として、既存施設の現状、学校給食調理の衛生基準を満たす施設整備の方法及び費用等を調査するものである。

2 履行期間

契約の日から平成29年2月10日（金）まで

3 業務の内容

(1) 市立小・中学校の食数の推移に関する資料の作成

本市教育委員会が提供する次の資料の数値等を基準として作成する。

ア 人口推計（30年分）

イ 学校数

ウ 児童・生徒数及び学級数の推計（6年分）

エ 教職員数

(2) 中学校完全給食実施方式の検討に係る調査

次の3とおりの実施方式について比較検討するにあたり、必要な事項について調査等を行う。

ア 自校方式

(ア) 前提条件

A 給食施設及び設備については、学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第六十四号）に定められた要件を満たすこと。

B 各中学校の生徒数及び学級数を基準として施設の規模（面積等）を設定する。

C アレルギー食の専用コーナーを設置する。

D 炊飯専用設備を設置する。

E 各中学校の位置図、平面図、施設配置図、施設台帳については、調査に係る基礎資料として本市教育委員会が提供する。

F (3) アに記載するとおり、各中学校において現地調査を行う。

G 体育館等の既存施設及び運動場は、原則として給食室の設置候補場所から除外する。

H 給食室の設置候補場所は、原則として2箇所以上設定するが、2箇所以上の設定が不可能な場合に限り1箇所のみ設定する。

I 給食室は原則として既存校舎とは別棟とするが、別棟の設置が不可能な場合においては、既存校舎の増床を伴わない範囲で、既存校舎内の設置を検討する。

J 既存校舎内を含む学校敷地内に給食室の設置が不可能な中学校については、他の中学校における共同調理の実施及び当該中学校への運搬等の可否を検討する。

(イ) 設置施設等の設定

(ア) のAからDまでに記載した要件に適合する設置施設等について設定を行う。なお、設定は、食数に応じた標準的な施設等で差し支えない。

A 設置施設及び設置機器の設定

(A) 給食室の必要面積及び仕様等の設定

(B) 設置機器の設定

B 調理作業の行程及び作業時間の設定

(ウ) 施設整備の可能性に関する判定

A 学校敷地内に別棟の給食室が設置できる中学校

B 別棟の給食室は設置できないが、既存校舎内に設置できる中学校

C 学校敷地内に給食室の設置が不可能な中学校

(エ) 各中学校において設置できる最大規模の給食室の調理可能食数の試算

(ウ) のA及びBに該当する中学校について、設置できる最大規模の給食室（荷出室付き）の調理可能食数について試算を行う。試算にあたっては（ア）のA及びC、Dに記載した要件に適合する荷出室付きの標準的な給食室及び設置機器を設定して試算することで差し支えない。

(オ) 給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期の設定

(カ) 費用の試算

(ウ) のA及びB並びに（エ）に記載した場合について、施設整備に係る試算を行う。試算にあたっては、（3）アに記載した現地調査の結果を踏まえた試算を行うこと。

A 初期整備費（施設及び機器等）

(A) 鉄筋コンクリート構造の場合

(B) 鉄骨構造の場合

(C) 軽量鉄骨構造の場合

B 維持管理運営費（設置から30年間の費用）

(A) 施設の維持管理に係る費用

(B) 給食調理に係る費用

(カ) 施設整備に伴う法規制（関係法令が求める既存校舎及び敷地に対する是正措置等を含む）の有無に関する調査（該当項目の洗い出し）

(キ) 補助金の適用の有無に関する調査

イ センター方式

(ア) 前提条件

A 給食施設及び設備については、学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第六十四号）に定められた要件を満たすこと。

B アレルギー食の専用調理室を設置する。

C 炊飯専用設備を設置する。

D 給食調理の過程を見学できる設備を施設内に設置する。

E 調理ライン（献立）数は1センターあたり2ラインとする。

F 各中学校の生徒数及び学級数を基準として施設の規模（面積等）を設定する。

G センターの設置箇所数は次の2とおりとし、それぞれの場合について設定及び試算等を行う。

なお、(B)においては、上記Dの施設は一方のセンターにのみ設置する。また、設置を想定する地域については、本市教育委員会が受託事業者別に別途指定する。

(A) 本市内に1箇所設置する場合

(B) 本市内に2箇所設置する場合

H センターの事業手法は次の6とおりとし、それぞれの手法について設定及び試算等を行う。

(A) 公設民営

(B) デザインビルド（DB）

(C) デザインビルドオペレーション（DBO）

(D) リース

(E) プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（PFI）

(F) 民設民営

I 各中学校に設置する荷受室については、原則として、校舎の増床を伴わない範囲で既存のミルク給食用の荷受室を改修又は拡張する。ただし、この方法により荷受室が確保できない場合には、別に設置する方法を検討する。

J (3) イに記載するとおり、各中学校において現地調査を行う。

K 次の業務は外部委託により行う。

(A) 給食調理

(B) 中学校への給食等の配送

(イ) センターの設置に係る設定

センターの設置に係る次の内容について設定を行う。なお、設定にあたっては、(ア)のAからGまで及びKに記載した要件に適合する標準的な内容で差し支えない。

A 必要な土地の面積及び内訳

(A) センター建築に係る面積

(B) 駐車場の確保に係る面積

(C) その他、附帯設備等の設置に係る面積

B 設置施設及び設置機器の設定

(A) センターの建築面積及び延床面積並びに仕様等

(B) 設置機器の仕様及び数量

(C) 給食等の運搬に係る車両の台数

(D) 業務従事者が使用する駐車場等、附帯設備の設定

(E) 調理作業の行程及び作業時間の設定

(F) センターから各中学校までの配送行程及び所要時間の設定

所要時間については、極力、実際の交通事情を踏まえたものにする。

(ウ) 中学校の施設整備の可能性に関する判定

A 既存のミルク給食荷受室の改修又は拡張により荷受室が確保できる中学校

B 既存のミルク給食荷受室の改修又は拡張では荷受室が確保できない中学校

(A) 学校敷地内に別に荷受室が設置できる中学校

(B) 学校敷地内に荷受室が設置できない中学校

(エ) 給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期の設定

(オ) 費用の試算

(ア) のG及びHに記載する全12パターンについて試算を行う。

A センターの初期整備費（土地・施設・機器等）

(A) 鉄筋コンクリート構造の場合

(B) 鉄骨構造の場合

(C) 軽量鉄骨構造の場合

B 中学校の初期整備費

C 維持管理運営費（設置から30年間の費用）

(A) 施設の維持管理に係る費用

(B) 給食調理に係る費用

(カ) 施設整備に伴う法規制（関係法令が求める既存校舎及び敷地に対する是正措置等を含む）の有無に関する調査（該当項目の洗い出し）

(キ) 補助金の適用の有無に関する調査

ウ 親子方式（小・中学校）

(ア) 前提条件

A 小学校の既存の給食室において中学校分の給食を調理して配送する。

B 小学校の給食室は既存校舎の増床を伴わない範囲で改修（給食の荷出室の整備を含む）及び機器の増設等を行い、提供可能食数を向上させる。

C 小学校と中学校の献立は同一とする。

D 炊飯専用設備は設置しない。

E 中学校の荷受室の整備については、センター方式と同じとする。

F 次の業務は外部委託により行う。

(A) 中学校への給食等の配送

G 各小学校の位置図、平面図、施設配置図、施設台帳等については、調査に係る基礎資料として本市教育委員会が提供する。

H 原則として小学校の現地調査は行わず、Gの基礎資料により提供可能食数の現状及び向上可能性を試算する。ただし、受託者が現地調査の実施を希望した場合はその限りではない。

(イ) 現状の提供可能食数の試算

(ウ) 改修及び機器の増設等を行った場合の提供可能食数の試算

(エ) 親子方式を行う場合に必要となる小学校給食施設設備の改修工事等の確認

- A 給食室等の改修及び機器の増設等に係る工事
- B 増設する機器等
- C 各インフラの供給量の拡張に係る工事
- D 中学校への配送に係る搬出入のための施設整備に係る工事

(オ) 調理作業の行程及び作業時間の設定

設定にあたっては、(ア)のAからDまで及びFに記載した要件に適合する標準的な行程及び作業時間で差し支えない。

(カ) 小学校から中学校までの配送行程及び所要時間の設定

所要時間については、極力、実際の交通事情を踏まえたものにする。

(キ) 施設整備の可能性に関する判定

- A 既存の給食施設の改修等により親子方式を行うことができる小学校
給食調理を行う小学校と配送先となる中学校の組み合わせの設定も併せて行うこと。
- B 既存の給食施設の改修等では親子方式を行うことが出来ない小学校

(ク) 給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期の設定

(ケ) 費用の試算

- A 小学校の初期整備費（施設・機器等）
- B 中学校の初期整備費（施設・機器等）
- C 維持管理運営費（設置から30年間の費用）

(A) 施設の維持管理に係る費用

(B) 給食調理に係る費用

(コ) 施設整備に伴う法規制（関係法令が求める既存校舎及び敷地に対する是正措置等を含む）の有無に関する調査（該当項目の洗い出し）

(サ) 補助金の適用の有無に関する調査

(3) 中学校の現地調査

(2)に記載する中学校完全給食実施方式の比較検討にあたり現地における確認が必要な事項等について、市立中学校23校における現地調査を行う。

ア 自校方式の検討に係る調査

(ア) 給食室設置場所の設定

(イ) 校舎敷地出入口から給食室までの搬出入車両の通行経路の設定

設定にあたっては、生徒等の校舎敷地内の通行における安全性を担保すること。

(ウ) 給食室から教室までの給食の運搬経路上の問題点の確認

(エ) 施設整備に係る工事の洗い出し

A 各インフラの供給量の拡張に係る工事

B グリストラップ(業務用厨房などに設置が義務付けられている油脂分離集器(建設省告示第1597号))の設置に係る工事

C 業務用車両の通行経路等の確保に係る校舎敷地内工事

D 給食施設から教室までの給食の運搬経路の確保(段差解消等を含む)に係る工事

E その他

イ センター方式及び親子方式の検討に係る調査

(ア) 荷受室の設置場所の確認

(イ) 校舎敷地出入口から荷受室までの搬出入車両の通行経路の設定

設定にあたっては、生徒等の校舎敷地内の通行における安全性を担保すること。

(ウ) 荷受室から教室までの給食の運搬経路上の問題点の確認

(エ) 施設整備に係る工事の内容の確認

A 荷受室設置に係る工事

B 業務用車両の通行経路等の確保に係る校舎敷地内工事

C 荷受室から教室までの給食の運搬経路の確保(段差解消等を含む)に係る工事

D その他

ウ 中学校の校舎におけるエレベーター又は小荷物専用昇降機及び配膳室の設置の可否に関する調査

(ア) 前提条件

A エレベーターを設置する場合は、各階に配膳室は設置しない。

B 小荷物専用昇降機を設置する場合は、各階に配膳室を設置する。

(イ) 給食室又は荷受室からすべての教室まで、階段を使用せずに手押し運搬車等により給食を運搬するにあたり、運搬経路上、エレベーター又は小荷物専用昇降機が必要となる箇所数及び場所の確認

A 給食室から運搬する場合（自校方式）

B 荷受室から運搬する場合（センター方式及び親子方式）

(ウ) エレベーター、小荷物専用昇降機及び配膳室を各階に設置する場合に必要な面積及び工事等の確認

(エ) エレベーター、小荷物専用昇降機及び配膳室の設置に伴う法規制（関係法令が求める既存校舎及び敷地に対する是正措置等を含む）の有無に関する調査（該当項目の洗い出し）

(オ) 学校ごとのエレベーター、小荷物専用昇降機及び配膳室の設置の可能性に関する判定

A エレベーターの設置の可否

B 小荷物専用昇降機及び配膳室の設置の可否

(カ) 設置に係る費用及び期間

(4) 施設に付加できる取り組み事例等の調査

次に記載するような取り組み事例及びその費用について調査を行う。なお、費用については参考価格で差し支えない。

ア 自校方式及び親子方式

(ア) 災害時の給食室の活用

(イ) 生ごみ処理機の設置（自校調理分）

イ センター方式

(ア) 災害時の避難拠点としての活用

(イ) 食育に関する施設の活用

(ウ) 大型生ごみ処理機の設置（全校分）

ウ 共通

(ア) 維持管理がしやすい施設的设计

A パイプスペースの集中管理など、修繕工事等の施設維持が簡便に行える施設設計

- B 外壁や内壁の素材等、清掃作業や修繕工事等に係る負担を軽減できる施設設計
 - C 集団食中毒や異物混入の防止等、衛生管理について効果的な施設設計
 - D 作業等における事故の防止等、安全管理について効果的な施設設計
- (イ) 環境に配慮した設備の設置
- A 太陽光発電など、エネルギーに関する事例
 - B 二酸化炭素の排出抑制や資源のリサイクル化など、環境負荷の軽減に関する事例
- (ウ) その他、地域社会への貢献につながる事例

(5) 報告書の作成

ア 中間報告

業務内容(1)から(4)までについての結果を速報としてまとめた資料を平成29年1月10日(火)までに提出すること。

イ 最終報告

(ア) 業務内容(1)から(4)までについての結果を業務内容ごとにまとめた資料

- A 同一の事項について学校ごとの内容を報告する場合等においては、図表等を効果的に使用して分かりやすい資料の作成に努めること。
- B 現地調査の報告書については、写真及び図面、イラスト等を効果的に使用して具体的かつ分かりやすい資料の作成に努めること。

(イ) 業務内容(2)について比較検討しやすいように、次の事項を実施方式別に一覧形式にまとめた資料

- A 実施方式ごとのメリット、デメリット
- B 施設整備の実現性
- C 給食開始可能時期
- D 初期整備費
- E 維持管理運営費(30年間)
- F 総費用(D+E)

G 補助金の適用の有無

H 施設整備に係る法規制の有無

(6) 報告書の提出

(5) の記載に基づいて作成した報告書を次のとおり提出する。

ア 中間報告書

(ア) 紙文書 100 部及び増刷用原本 1 部 (A 4 版、縦型、横書き、左綴じ、フルカラー)

(イ) 電子媒体 1 部 (CD-R 又は DVD-R)

イ 最終報告書

(ア) 紙文書 100 部及び増刷用原本 1 部 (A 4 版、縦型、横書き、左綴じ、フルカラー)

(イ) 電子媒体 1 部 (CD-R 又は DVD-R)

4 検査

業務は、本市の検査合格後、報告書一式を納入し、業務の完了とする。

なお、納品後の報告書に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合には、受託者は速やかに訂正しなければならない。

5 報告書の所有権

本市に納入した報告書の所有権は、本市に帰属するものとする。

6 特記事項

(1) 業務遂行に係る適正な人員配置の義務

受託者は、業務を遂行するにあたっては本市教育委員会の意図及び目的を十分理解したうえで、経験豊富かつ業務に精通した者を定め、また適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、検討の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 配慮義務

業務の進捗状況等について監督員と密に連絡を取り業務が円滑に履行できるよう配慮すること。本仕様に記載なき事項及び疑義を生じた場合には、監督員と協議の上対処すること。

(4) 情報開示義務

受託者は、本業務に関する情報について本市から開示を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 打ち合せ

受託者は、進捗状況等、業務に関する情報の共有等を目的とし、本市教育委員会との打ち合せを原則として、月に1回程度行うこと。また、随時解決が必要な事案等が生じた場合においては、回数の原則によらず適宜、打ち合せを行うこと。

(6) 学校との連絡調整

現地調査等に際する学校との連絡調整については、原則として、学校保健課を介して行うこと。

(7) 現地調査に際する職員の立ち会い

現地調査は、原則として、学校保健課職員及び学校管理課職員の立ち会いのもとで行うこと。